

力候補地といわれているゴアレベンでは、現在も激しい反対運動が展開されている。

参考文献

Deutscher Bundestag Hrsg., 2003, *Schriftlichenreihe. 11*, Leske+Budlich.

長谷川公一, 1996, 『脱原子力社会の選択——新エネルギー革命の時代』新曜社.

長谷川公一・町村敬志, 2004, 「社会運動と社会運動論の現在」曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂, 1-24.

寺田良一, 1998, 「環境 NPO の制度化と環境運動の変容」『環境社会学研究』4: 7-23.

II 書評

シティズンシップの変容 ——ベンハビブ『他者の権利』を読む——

(セイラ・ベンハビブ『他者の権利——外国人・居留民・市民』法政大学出版局、2006年.)

名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程
梁 萌

本書は2004年に英語圏で出版され、2006年12月に日本で邦訳出版された。本書の著者、セイラ・ベンハビブはトルコのイスタンブール出身で、イェール大学で哲学の博士号を取得した。討議倫理学を応用したフェミニズム、多文化主義の研究で注目され、その業績と思考が広く認識されている。著者は本書によって、2004年度北米哲学会賞、2005年度アメリカ政治学会ラルフ・バンチ賞を受賞した。

本書では、著者は政治的成員資格に焦点をあてることで、政治共同体の境界線を検証することに努めた。具体的には、カントによって提示された道徳的普遍主義やコスモポリタンの連邦主義、アレントの「権利をもつ権利」、ハーバーマスの討議倫理の構想などを受け継ぎながら、「他者の権利」をめぐる規範的な議論を展開している。

コスモポリタンの権利

著者は本書において、まずカントのコスモポリタンの権利の原則をめぐる検証から始めた。著者によると、「カントの議論は、境界づけられた共同体を越えた個人のあいだで保たれる道徳的および法的関係に焦点をあてることで、個別の政体の法と慣習的な国際法の双方のあいだに位置づけられる新しい領域を画定するのであった」(邦訳23頁)。

著者によると、カントは今日とは根本的に異なる歴史的関心を持っていたにもかかわらず、一方では難民および庇護の要求に関して、他方では移住に関して、今日の思考を導きうる観点を提示している。著者は、カントのコスモポリタンの連邦主義の伝統に従いながら、境界づけられた共同体における成員資格の重要性を強調し、そこでの「民主的な愛着」の必要を擁護する立場を示しているのである。

権利をもつ権利

著者はまた、ハンナ・アレントの「権利をもつ権利」に関する議論を考察している。著者によると、アレントは、戦間期ヨーロッパで国籍を持たなかった苦境を振り返りながら、権利を持たないことのディレンマの最も透徹した哲学的解明のひとつを提示している。彼女はコスモポリタンの立場から、領土によって区切られた国家中心的な国際関係の世界に内在する矛盾を考察している。

しかしアレントは、ウェストファリア型の国家関係の崩壊をみごとに表現しているが、「権利をもつ権利」のディレンマについては何の解答も示していない。それに対して、ベンハビブの戦略は、シティズンシップの要求を普遍的な人権レジームに組み込むということである。

グローバルな正義論

著者は、現代の新カント派のグローバルな正義論に取り組むことで、正しい成員資格の概念を大まかに描き出す。著者の立場は、成員資格の問いよりも資源や権利の配分問題を優先する、最近の新カント派の国際的な正義論とは異なっている。ここでの主張は、コスモポリタンの正義論はグローバルな規範での正しい配分という図式に限定されるのではなく、正しい成員資格の構想も組み込まなければならない、ということである。この正しい成員資格は、難民や亡命者たちの最初の入国への道徳的要求を認めること、移民が入りやすい国境の管理体制とすること、国籍剥奪や市民権喪失を禁止すること、そして、すべての人間が「権利をもつ権利」、つまり、それぞれの政治的成員資格の地位にかかわらず、すべての人間が何らかの不可譲の権利を付与された法的な人格とみなすこと、そうした権利の擁護を含んでいる。

さて評者は、日本の農村部における中国人出稼ぎ者（研修生）について研究中である。今日の社会における移住労働者は、多くの場合、隣国との経済格差などの要因によって生み出されている。移住労働者たちは、受け入れ地域の労働力不足を改善し、経済発展に貢献するなど、大変意義のある存在であると思われる。しかし同時に、彼らをめぐる問題が大量に噴出している。なかでも、出稼ぎ者という非熟練労働者をめぐる人権問題が深刻な問題として認識されることが多い。

本書は、このような外国人出稼ぎ者の権利をいかにして保護することができるのかについて、ひとつの手がかりを示しているように思われる。著者は本書において、外国人やよそ者、移民や難民、亡命者などの他者を政体に編入するための原理と実践に焦点をあて、ある者を成員、ほかの者を外国人と定義してきた近代以降の政治共同体の境界線を問いなおした。さらに、「民主的囲い込み」について、著者は、「すべての民主的な囲い込みは、異議申し立て、再意味化、制度の解体に、潜在的に開かれているものである。脱国家的な連帯のプロジェクトは、現存する国境を越える道徳的プロジェクトである」（邦訳 15 頁）と結論づけていたのである。

本書は専門的な用語が多く、やや読みづらいが、外国人労働者の人権問題を考えるうえでも、大いに参考になると思われる。評者の今後の研究にも示唆するところが多い。